

令和7年3月卒業者の初任給情報（確定版）

〔東京局〕

（単位：千円）

学歴 産業・職業・規模別		合 計	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計		252	134	217	231	259
産 業 別	農 林 漁 業	222	－	※ 215	※ 215	226
	鉱 業	268	－	※ 205	※ 220	273
	建 設 業	262	※ 234	229	247	274
	製 造 業	244	118	214	229	254
	電 気 ・ ガ ・ 熱	233	－	205	225	250
	情 報 通 信	259	－	224	234	262
	運 輸 業	239	※ 212	217	237	247
	卸 売 ・ 小 売	249	－	212	226	257
	金 融 ・ 保 険	268	－	213	233	269
	不 動 産	265	－	219	243	268
	学 術 研 究	257	－	212	229	263
	飲 食 ・ 宿 泊	240	－	221	233	250
	生 活 関 連 ・ 娛 楽	234	－	217	226	248
	教 育 ・ 学 習	247	－	213	230	251
	医 療 ・ 福 祉	251	－	225	237	255
	複 合 サ ー ビ ス	228	－	204	209	232
	サ ー ビ ス	243	－	213	228	250
	公 務 ・ そ の 他	259	－	215	240	267
職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	253	－	215	233	259
	管 理 的 職 業	258	－	215	233	261
	事 務 的 職 業	257	118	215	230	262
	販 売 の 職 業	250	※ 212	216	230	256
	サ ー ビ ス の 職 業	246	－	219	229	257
	保 安 の 職 業	234	－	222	236	248
	農 林 漁 業 の 職 業	232	－	※ 204	※ 234	249
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	229	－	221	231	239
	生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	237	※ 234	218	232	254
規 模 別	2 9 人 以 下	239	※ 234	225	227	248
	3 0 ～ 9 9 人	247	－	220	232	255
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	250	－	215	234	257
	3 0 0 人 以 上	253	120	217	230	261

☆この情報は、被保険者となった年月日が令和7年3月1日から4月末までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したものである。（第

・賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与は含まない。また、税込みの金額である。

・賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「－」は対象者がいないことを表す。

・中学卒の集計には最低賃金法第七条の三に該当する企業内訓練校の者を含む。

・対象人員 全数119,626人 中学43人 高校10,516人 短大15,644人 大学93,423人

令和7年3月卒業者の初任給情報（確定版） [東京局・中学]

(単位：千円)

規 模 産業・職業別		規 模 計	2 9 人 以 下	3 0 人 ～ 9 9 人	1 0 0 人 ～ 2 9 9 人	3 0 0 人 以 上
合 計		134	※ 234	-	-	120
産 業 別	農 林 漁 業	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-
	建 設 業	※ 234	※ 234	-	-	-
	製 造 業	118	-	-	-	118
	電 気 ・ ガ ・ 熱	-	-	-	-	-
	情 報 通 信	-	-	-	-	-
	運 輸 業	※ 212	-	-	-	※ 212
	卸 売 ・ 小 売	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険	-	-	-	-	-
	不 動 産	-	-	-	-	-
	学 術 研 究	-	-	-	-	-
	飲 食 ・ 宿 泊	-	-	-	-	-
	生 活 関 連 ・ 娛 楽	-	-	-	-	-
	教 育 ・ 学 習	-	-	-	-	-
	医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-	-
	複 合 サ ー ビ ス	-	-	-	-	-
	サ ー ビ ス	-	-	-	-	-
	公 務 ・ そ の 他	-	-	-	-	-
職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	-	-	-	-	-
	管 理 的 職 業	-	-	-	-	-
	事 務 的 職 業	118	-	-	-	118
	販 売 の 職 業	※ 212	-	-	-	※ 212
	サ ー ビ ス の 職 業	-	-	-	-	-
	保 安 の 職 業	-	-	-	-	-
	農 林 漁 業 の 職 業	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	-	-	-	-	-
	生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	※ 234	※ 234	-	-	-

☆この情報は、被保険者となった年月日が計上年の令和7年3月1日から4月末までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したものである。

- ・賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時的給与は含まない。また、税込みの金額である。
- ・賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを表す。
- ・中学卒の集計には最低賃金法第七条の三に該当する企業内訓練校の者を含む。
- ・対象人員 全数119,626人 中学43人 高校10,516人 短大15,644人 大学93,423人

令和7年3月卒業者の初任給情報（確定版）

〔東京局・高校〕

（単位：千円）

規 模		規 模 計	2 9 人 以 下	3 0 人 ～ 9 9 人	1 0 0 人 ～ 2 9 9 人	3 0 0 人 以 上
産業・職業別						
合 計		217	225	220	215	217
産 業 別	農 林 漁 業	※ 215	※ 220	-	※ 212	-
	鉱 業	※ 205	-	-	-	※ 205
	建 設 業	229	238	232	224	229
	製 造 業	214	204	206	204	219
	電 気 ・ ガ ・ 熱	205	※ 195	※ 208	※ 193	206
	情 報 通 信	224	216	229	217	227
	運 輸 業	217	※ 221	222	214	218
	卸 売 ・ 小 売	212	218	212	214	211
	金 融 ・ 保 険	213	※ 225	218	214	210
	不 動 産	219	224	245	231	207
	学 術 研 究	212	226	211	217	210
	飲 食 ・ 宿 泊	221	239	235	231	213
	生 活 関 連 ・ 娛 楽	217	229	224	213	214
	教 育 ・ 学 習	213	※ 197	※ 225	199	※ 266
	医 療 ・ 福 祉	225	224	220	226	225
	複 合 サ ー ビ ス	204	※ 192	※ 192	※ 226	※ 210
	サ ー ビ ス	213	211	219	206	215
	公 務 ・ そ の 他	215	※ 252	※ 215	※ 241	209
職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	215	220	220	216	213
	管 理 的 職 業	215	※ 233	※ 217	※ 212	210
	事 務 的 職 業	215	212	212	204	218
	販 売 の 職 業	216	236	226	223	213
	サ ー ビ ス の 職 業	219	228	227	220	217
	保 安 の 職 業	222	※ 235	210	219	224
	農 林 漁 業 の 職 業	※ 204	※ 300	※ 200	※ 190	※ 150
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	221	208	224	228	220
	生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	218	230	219	212	219

☆この情報は、被保険者となった年月日が計上年の令和7年3月1日から4月末までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したもので

- ・賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与は含まない。また、税込みの金額である。
- ・賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「－」は対象者がいないことを表す。
- ・中学卒の集計には最低賃金法第七条の三に該当する企業内訓練校の者を含む。
- ・対象人員 全数119,626人 中学43人 高校10,516人 短大15,644人 大学93,423人

令和7年3月卒業者の初任給情報（確定版）

[東京局・短大]

(単位：千円)

規 模 産業・職業別		規 模 計	2 9 人 以 下	3 0 人 ～ 9 9 人	1 0 0 人 ～ 2 9 9 人	3 0 0 人 以 上
合 計		231	227	232	234	230
産 業 別	農 林 漁 業	※ 215	※ 274	※ 213	※ 204	-
	鉱 業	※ 220	-	※ 189	-	※ 230
	建 設 業	247	239	242	244	252
	製 造 業	229	221	222	228	231
	電 気 ・ ガ ・ 熱	225	-	※ 287	※ 260	223
	情 報 通 信	234	230	234	232	237
	運 輸 業	237	※ 255	231	233	238
	卸 売 ・ 小 売	226	227	232	230	225
	金 融 ・ 保 険	233	※ 229	※ 244	229	234
	不 動 産	243	232	246	257	239
	学 術 研 究	229	230	237	229	227
	飲 食 ・ 宿 泊	233	242	249	240	230
	生 活 関 連 ・ 娛 楽	226	219	220	237	228
	教 育 ・ 学 習	230	231	232	234	226
	医 療 ・ 福 祉	237	235	243	243	234
	複 合 サ ー ビ ス	209	※ 220	※ 190	※ 260	206
	サ ー ビ ス	228	224	231	228	228
	公 務 ・ そ の 他	240	※ 207	※ 242	246	※ 257
職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	233	228	233	232	237
	管 理 的 職 業	233	244	233	232	231
	事 務 的 職 業	230	233	230	234	229
	販 売 の 職 業	230	230	237	233	228
	サ ー ビ ス の 職 業	229	225	232	237	227
	保 安 の 職 業	236	-	※ 210	214	247
	農 林 漁 業 の 職 業	※ 234	※ 234	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	231	※ 209	240	234	230
	生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	232	228	228	239	231

☆この情報は、被保険者となった年月日が計上年の令和7年3月1日から4月末までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したもので

- ・賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時的給与は含まない。また、税込みの金額である。
- ・賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを表す。
- ・中学卒の集計には最低賃金法第七条の三に該当する企業内訓練校の者を含む。
- ・対象人員 全数119,626人 中学43人 高校10,516人 短大15,644人 大学93,423人

令和7年3月卒業者の初任給情報（確定版） [東京局・大学]

(単位：千円)

規 模 産業・職業別		規 模 計	2 9 人 以 下	3 0 人 ～ 9 9 人	1 0 0 人 ～ 2 9 9 人	3 0 0 人 以 上
合 計		259	248	255	257	261
産 業 別	農 林 漁 業	226	※ 221	※ 228	227	-
	鉱 業	273	-	※ 220	※ 286	272
	建 設 業	274	255	258	261	278
	製 造 業	254	244	246	249	256
	電 気 ・ ガ ・ 熱	250	※ 260	※ 252	265	247
	情 報 通 信	262	249	253	257	267
	運 輸 業	247	254	251	243	248
	卸 売 ・ 小 売	257	243	251	254	258
	金 融 ・ 保 険	269	254	271	268	270
	不 動 産	268	263	273	274	266
	学 術 研 究	263	249	260	261	266
	飲 食 ・ 宿 泊	250	249	250	251	250
	生 活 関 連 ・ 娛 楽	248	222	248	259	247
	教 育 ・ 学 習	251	242	244	247	254
	医 療 ・ 福 祉	255	246	255	255	256
	複 合 サ ー ビ ス	232	248	247	216	235
	サ ー ビ ス	250	246	251	255	249
	公 務 ・ そ の 他	267	250	256	260	280
職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	259	246	250	254	263
	管 理 的 職 業	261	254	258	255	263
	事 務 的 職 業	262	249	258	258	263
	販 売 の 職 業	256	254	265	261	254
	サ ー ビ ス の 職 業	257	247	254	259	258
	保 安 の 職 業	248	※ 225	246	234	250
	農 林 漁 業 の 職 業	249	※ 214	※ 253	※ 282	※ 280
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	239	※ 250	246	233	241
	生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	254	246	248	250	257

☆この情報は、被保険者となった年月日が計上年の令和7年3月1日から4月末までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したものである。

- ・賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与は含まない。また、税込みの金額である。
- ・賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを表す。
- ・中学卒の集計には最低賃金法第七条の三に該当する企業内訓練校の者を含む。
- ・対象人員 全数119,626人 中学43人 高校10,516人 短大15,644人 大学93,423人